政令

銀行法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十二号

銀行法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十六第一項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の七第二項中「）の特定銀行代理行為（同項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない」を「以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる」に、「特定銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を」を「以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定銀行代理行為を行う営業所等の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）　前項に定める日以外の日

二　前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等　当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日

第十六条の七に次の一項を加える。

3　特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

第十七条の四第一項第四号中「規定」の下に「及び第十六条の七第二項第二号の規定」を加える。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第二条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第四号中「規定」の下に「及び第十三条の三第二項第二号の規定」を加える。

第十三条の三第二項中「）の特定信用金庫代理行為（同項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない」を「以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる」に、「特定信用金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を」を「以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）　前項に定める日以外の日

二　前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等　当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日

第十三条の三に次の一項を加える。

3　特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第四号中「規定」の下に「及び第六条第一項において準用する施行令第十六条の七第二項第二号の規定」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第二項中「）の特定信用協同組合代理行為（同項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない」を「以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる」に、「特定信用協同組合代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を」を「以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。）　前項に定める日以外の日

二　前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等　当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日

第五条の六に次の一項を加える。

3　特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

第八条第一項第四号中「規定」の下に「及び第五条の六第二項第二号の規定」を加える。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第五条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「）の特定労働金庫代理行為（同項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない」を「以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる」に、「特定労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を」を「以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）　前項に定める日以外の日

二　前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等　当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても労働金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日